

# 介護福祉士修学資金等貸付制度のご案内

募集期間：令和3年5月10日(月)～6月11日(金)

## ■貸付額等（無利子）

在学する養成施設の正規の履修期間、希望により下記の基準額の範囲内で貸付申請することができます。

修学資金月額5万円以内

入学準備金20万円以内（入学時1回）

就職準備金20万円以内（卒業時1回）

国家試験受験対策費用 年額4万円以内（年度1回）

生活費加算制度あり

※国の高等教育の修学支援新制度を利用する場合は、新制度が優先されます。

## 【貸付例】

### 介護福祉士修学資金

2年制の養成施設に入学した学生の場合

貸付上限：168万円

（内訳）

修学資金：120万円

（月額5万円×12月×2年）

入学準備金：20万円

就職準備金20万円

国家試験受験対策費：8万円（4万円×2年）

### 社会福祉士修学資金

1年6か月の養成施設に入学した学生の場合

貸付上限：130万円

（内訳）

修学資金：90万円（月額5万円×18月）

入学準備金：20万円

就職準備金：20万円

（社会福祉士修学資金には国家試験受験対策費はありません。）

■資格取得後、茨城県内の社会福祉施設等で介護・福祉の業務に引き続き5年間従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

※条件を満たせなかった場合は返還になります。

## ■募集対象者

申請日現在、養成施設に在学し、「貸付者要件」を満たす方。

〔お問い合わせ先〕

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部 人材自立育成担当

（電話）029-350-8366

茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金

検索



## ■貸付者要件

次の①から⑤の要件を全て満たす方

- ① 茨城県内に住民登録している、または茨城県に住民登録していないが、茨城県内の養成施設に在学している。  
なお、以下の場合も可とする。
  - ・ 養成施設の学生となった年度の前年度茨城県内に住民登録をしていて、かつ介護福祉士または社会福祉士の養成施設で修学するために茨城県外に転居した場合。
- ② 養成施設（※）を卒業後1年以内に介護福祉士または社会福祉士の登録を行い、茨城県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する意思を持っている。  
※社会福祉士修学資金については、養成施設でない福祉系大学等に在学している方は対象になりません。
- ③ 成績優秀でかつ家庭の経済的状況から貸付けを必要としている。
- ④ 連帯保証人（申請者が未成年の場合は法定代理人であること）1名、もしくは法人保証をたてることができる。（法人保証制度を利用できるのは、親族等の状況から個人の連帯保証人を立てることが困難な場合）
- ⑤ 他県が実施する同種の修学資金又は茨城県生活福祉資金の貸付けを受けていない。

### 法人保証について

- ・ 連帯保証ができる法人は①又は②に該当する法人です。
    - ①申請者が在籍する養成施設を5年以上運営する法人。
    - ②茨城県内で返還免除対象業務を5年以上営む法人
- ※法人保証を行うかは各施設により異なります。



## ■申請方法等

- ・ 在学する養成施設を通して申請していただきます。
- ・ 住民票、世帯の所得を証明する書類、連帯保証人（所得証明、印鑑登録証明書）等が必要となります。
- ・ 新1年生の方は、卒業した高等学校又は直近の卒業校の成績証明書が必要です。

## ■その他

- ・ 貸付けは、提出された書類を審査のうえ決定します。
- ・ 高等教育の修学支援新制度の併給を希望している場合は、区分が決定してから本制度の貸付決定を行います。（新制度を併用する場合は貸付額の調整が生ずる場合があります。）
- ・ 貸付金は、申請者と茨城県社会福祉協議会との契約に基づき交付されます。申請者ご自身の名義の金融機関預金口座（ゆうちょ銀行除く）、実印が必要となります。

入学案内・出願書類・入試実施状況等については、直接各介護福祉士養成施設へお問い合わせください。